平成十二年運輸省・建設省令第十四号

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第百七号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則を次のように定める。

（道路の附属物）

第一条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（以下「令」という。）第一条第七号に規定する主務大臣の指定する道路の附属物は、次のとおりとする。

一　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第二項第一号に規定する道路上の柵又は駒止め

二　道路法第二条第二項第二号に規定する街灯

三　道路法第二条第二項第三号に規定する道路標識

四　道路法第二条第二項第四号に規定する道路情報管理施設

五　道路法第二条第二項第六号に規定する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場

六　道路法第二条第二項第七号に規定する自動車駐車場又は自転車駐車場

七　道路法第二条第二項第九号に規定する共同溝又は電線共同溝

八　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の三第一号に規定する道路の防雪又は防砂のための施設

（公園の施設）

第二条　令第一条第十二号に規定する主務大臣の指定する施設は、植栽及び生け垣とする。

（小規模な施設）

第三条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「法」という。）第六条第一項第九号の規定による小規模な施設に係る災害復旧事業は、次のとおりとする。

一　けい流における直高二メートル未満の石垣又は板さく類のみに係る災害復旧事業

二　道路の路面又は側こうのみに係る災害復旧事業

三　車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土のたい積に係る災害復旧事業

（災害状況報告の様式）

第四条　令第一条に規定する河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、水道、下水道及び公園について災害が生じた場合における令第五条第一項の主務省令で定める様式は、別記様式第一のとおりとする。

（国庫負担申請）

第五条　令第六条第一項の目論見書及び設計書の様式は、それぞれ別記様式第二及び第三のとおりとする。

2　前項の設計書には、平面図及び横断面図その他の必要な書類を添付しなければならない。

（災害復旧事業費の決定）

第六条　法第七条の規定による災害復旧事業の事業費は、それぞれの事業費ごとに千円を単位として決定するものとする。

（国の負担率の通知）

第七条　法第四条の規定によって災害復旧事業費に対する国の負担率を算定したときは、国土交通大臣は、遅滞なく、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において単に「指定都市」という。）の長、都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合の管理者又は長（同法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあっては、理事会）及び都道府県又は指定都市が組織に加わっている港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づく港務局の長を含む。）に通知しなければならない。

（国庫負担金交付の申請）

第八条　法第八条の規定による国の負担金の交付の申請は、当該地方公共団体（港務局を含む。以下同じ。）において、令第六条の四の規定による通知に基づいて、当該事業費に関し議会（港務局にあっては、当該港務局を組織する地方公共団体の議会）の議決のあった予算書の関係部分の写しを添付してしなければならない。

（設計の変更）

第九条　令第七条第二項の設計書の様式は、別記様式第四のとおりとする。

2　前項の設計書には、平面図及び横断面図その他の必要な書類を添付しなければならない。

（事業の廃止）

第十条　法第七条の規定により国土交通大臣が事業費を決定してから法第八条第一項及び第二項の規定により負担金を交付するまでの間に災害復旧事業を廃止したときは、地方公共団体の長は、別記様式第五によりその都度国土交通大臣に報告しなければならない。

2　令第七条第三項の規定による廃止の報告は、別記様式第五の報告書を国土交通大臣に提出してするものとする。

（残存物件の換算方法）

第十一条　令第十条の規定による残存物件の換算は、材料については取得価額により行い、その他の物件については取得価額に別に定める残存価額率を乗じて行うものとする。

（成功認定の申請）

第十二条　令第十一条の規定による災害復旧事業の成功認定の申請は、別記様式第六の成功表を添付してしなければならない。

（工事台帳等の整理）

第十三条　地方公共団体は、国の負担金の交付を受けて災害復旧事業を施行するときは、当該災害復旧事業に関し、工事台帳並びに機械台帳、経理簿及び備品台帳等を整備して必要な事項を記載しなければならない。

（会計事務の整理）

第十四条　国の負担金の交付を受けて災害復旧事業を施行する地方公共団体は、当該災害復旧事業の事業費に関する会計について、災害の発生した年ごとに区別して整理しなければならない。

（権限の委任）

第十五条　令第十五条第二項の国土交通省令で定める工事費の決定は、地方公共団体又はその機関が施行する災害復旧事業に係るものであって一箇所の工事の費用がおおむね二千万円未満のものとする。ただし、次に掲げる工事費の決定を除く。

一　災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して公共土木施設の新設又は改良に関する事業の施行が必要となる当該災害復旧事業に係るもの

二　一箇所の工事の費用がおおむね二千万円以上の災害復旧事業に係る工事費の決定又は前号に掲げる災害復旧事業の工事費の決定と併せて行うことが適当と認められるもの

三　二以上の地方支分部局の管轄区域にわたり発生した災害に係る災害復旧事業の工事費の決定で当該管轄区域の境界周辺の地域におけるものを一体として行うことが適当と認められるもの

四　実地調査の結果等により、地方整備局長又は北海道開発局長がその決定を一時留保したもの

五　法第七条の規定により事業費が決定された災害復旧事業（令第三条に規定するものを除く。）について、水勢又は地形の変動その他の事由に基づき再度行うもの

六　前各号に掲げるもののほか、特殊な災害に係るもの、緊急に工事費の決定を要するもの その他国土交通大臣が自ら行うことが必要と認められるもの

附　則

（施行期日）

1　この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（関係省令の廃止）

2　次に掲げる省令は、廃止する。

一　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十六号）

二　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（昭和二十六年建設省令第十号）

附　則（平成一三年四月二日国土交通省令第八四号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の規定は、この省令の施行の日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用し、同日前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。

附　則（平成二二年四月一日国土交通省令第一八号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附　則（平成二四年一月三一日国土交通省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二五年二月六日国土交通省令第三号）

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

附　則（令和二年一一月二〇日国土交通省令第九〇号）

この省令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十五日）から施行する。

附　則（令和三年八月三一日国土交通省令第五三号）

（施行期日）

1　この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和六年四月一日国土交通省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第一（第四条関係）

別記
様式第一（第四条関係）
第一表
（1）総括

番　号
年　月　日

国土交通大臣　氏　　名　あて　　都道府県知事　氏　　名

災　害　報　告　書

年　月　日から　月　日までの（異常気象名）により公共土木施設に下記のとおり災害が発生したので、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第３条の規定により報告します。

記

（総括表）　（金額の単位：千円）

区分	前回までの報告分						今回の報告分			年間の合計		
	自　月　日　至　月　日			自　月　日　至　月　日			自　月　日　至　月　日			自　月　日　至　月　日		
	異常気象名	異常気象名		異常気象名	異常気象名		異常気象名	異常気象名		異常気象名		
	気象コード	気象コード		気象コード	気象コード		気象コード	気象コード		気象コード		
	箇所数	金	備考	箇所数	金	備考	箇所数	金	備考	箇所数	金	備考
道												
海岸（港湾に係るもの）												
海岸（その他）												
砂防施設												
地すべり防止施設												
急傾斜地崩壊防止施設												
道路												
橋梁												
河川												
港湾												
下水道												
公園												
計												
道												
海岸（港湾に係るもの）												
海岸（その他）												
砂防施設												
地すべり防止施設												
急傾斜地崩壊防止施設												
道路												
橋梁												
河川												
港湾												
下水道												
公園												
計												
道												
海岸（港湾に係るもの）												
海岸（その他）												
砂防施設												
地すべり防止施設												
急傾斜地崩壊防止施設												
道路												
橋梁												
河川												
港湾												
下水道												
公園												
計												

（市町村別内訳表）　（金額の単位：千円）

市町村名	前回までの報告分						今回の報告分			年間の合計		
	自　月　日　至　月　日			自　月　日　至　月　日			自　月　日　至　月　日			自　月　日　至　月　日		
	異常気象名	異常気象名		異常気象名	異常気象名		異常気象名	異常気象名		異常気象名		
	気象コード	気象コード		気象コード	気象コード		気象コード	気象コード		気象コード		
	箇所数	金	備考	箇所数	金	備考	箇所数	金	備考	箇所数	金	備考

（災害原因）

当該被害箇所名													
連続雨量	月　日　時～月　日　時	ミリメートル		月　日　時～月　日　時	ミリメートル		月　日　時～月　日　時	ミリメートル		月　日　時～月　日　時	ミリメートル		
最大日雨量	月　日　時～月　日　時	ミリメートル/日		月　日　時～月　日　時	ミリメートル/日		月　日　時～月　日　時	ミリメートル/日		月　日　時～月　日　時	ミリメートル/日		
最大時間雨量	月　日　時～月　日　時	ミリメートル/時		月　日　時～月　日　時	ミリメートル/時		月　日　時～月　日　時	ミリメートル/時		月　日　時～月　日　時	ミリメートル/時		
最大平均風速	月　日　時～月　日　時分	メートル/秒		月　日　時～月　日　時分	メートル/秒		月　日　時～月　日　時分	メートル/秒		月　日　時～月　日　時分	メートル/秒		
最大瞬間	月　日　時　分	メートル		月　日　時　分	メートル		月　日　時　分	メートル		月　日　時　分	メートル		
最大波高	月　日　時　分	メートル		月　日　時　分	メートル		月　日　時　分	メートル		月　日　時　分	メートル		
その他													

備　考

1　潮位（港湾に係るもの）及び波高の欄の記載事項は、第一表の（2）の港湾関係災害報告書と共に記載すること。

2　総括表の市町村工事及び市町村工事内訳表については、令第５条第２項の規定によって取りまとめたものを記載すること。

3　災害原因の「最大瞬間」欄及び「最大波高」欄には、各地の基準値からの測定値を記載すること。

4　既に報告した事項について変更を行う場合は、当該枠中、変更を行う前のものを上段に、変更後のものを下段に、２段に分けて記載すること。

（2）港湾（港湾に係る海岸を含む。）

番　号
年　月　日

国土交通大臣　氏　　名　あて　　都道府県知事　氏　　名

港湾関係災害報告書

年　月　日から　月　日までの（異常気象名）により港湾関係公共土木施設に下記のとおり災害が発生したので、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第３条の規定により報告します。

記

管理者区分	港湾名	港湾又は海岸の別	区分			施設名	金額	摘要
			都市	町村	大字			
都道府県								
	（計）							
市町村								
	（計）							
総計								

備　考

1　この報告書は、災害ごとにとりまとめること。

2　災害原因である気象等の状況がわかるように、日雨量（ミリメートル）、連続雨量（ミリメートル）、風速（メートル）、潮位（メートル）、波高（メートル）、台風の中心示度（ヘクトパスカル）その他の観測項目について観測値、観測の日時及び場所を示す様式を別に作成すること。

3　市町村分については、令第５条第２項の規定によって取りまとめたものを記載すること。なお、令第５条第１項の規定により市町村長が都道府県知事に報告する様式は、この様式に準じて作成すること。

4　参考として他の公共土木施設災害の被害状況に関するものを添付すること。ただし、総括表の記載事項で足りる場合はこの限りでない。

5　必要に応じて公共土木施設以外のような災害の被害状況に関するものを添付すること。

第二表

番　号
年　月　日

都道府県知事　氏　　名　あて　　市町村長　氏　　名

災　害　報　告　書

年　月　日から　月　日までの（異常気象名）により公共土木施設に下記のとおり災害が発生したので、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第３条の規定により報告します。

記

（金額の単位：千円）

区分	前回までの報告分						今回の報告分			年間の合計		
	自　月　日　至　月　日			自　月　日　至　月　日			自　月　日　至　月　日			自　月　日　至　月　日		
	異常気象名	異常気象名		異常気象名	異常気象名		異常気象名	異常気象名		異常気象名		
	気象コード	気象コード		気象コード	気象コード		気象コード	気象コード		気象コード		
	箇所数	金	備考	箇所数	金	備考	箇所数	金	備考	箇所数	金	備考
道												
海岸（港湾に係るもの）												
海岸（その他）												
砂防施設												
地すべり防止施設												
急傾斜地崩壊防止施設												
道路												
橋梁												
河川												
港湾												
下水道												
公園												
計												

備　考

1　港湾関係の災害報告書は、第一表の（2）の様式に準じて作成すること。また、本表における海岸（港湾に係るもの）及び港湾の欄の記載事項は、第一表の（2）に準じて作成した港湾関係災害報告書を基に記載すること。

2　既に報告した事項について変更を行う場合は、当該枠中、変更を行う前のものを上段に、変更後のものを下段に、二段に分けて記載すること。

様式第二（第五条関係）

様式第二(第五条関係)

目　論　見　書

（地方公共団体名）

工事番号	河川名、路線名、港湾名等	工事概要				決定額等			決定方法	特急相当	決定概要				摘要
	事務所名	河川名、路線名、港湾名等	都市計画	河川	大字	工事費	内転属又は外転属	工事費	内転属又は外転属	決定方法	特急相当	申請	決定	被災原因	摘要
1															
2															
3															
4															
計															

備　考

1　工事については、次の順序で記載し、港湾（港湾に係る海岸を含む。）工事及び公園工事については、別葉とすること。

①　河川工事
②　海岸（港湾に係るものを除く。）工事
③　砂防工事
④　地すべり防止工事
⑤　急傾斜地崩壊防止工事
⑥　道路工事
⑦　橋梁工事
⑧　港湾（港湾に係る海岸を含む。）工事
⑨　水道工事
⑩　下水道工事
⑪　公園工事

2　「河川名、路線名、港湾名等」の欄の記載は、河川については一級河川、二級河川、準用河川又は普通河川の別を併記し、道路については一般国道、主要地方道又は一般都道府県道であるときはその旨を明らかにし、港湾については港湾又は海岸の別を併記すること。

3　「異常気象」の欄には、気象コード、被災年月日、異常気象名を記載すること。

4　「摘要」欄の記載は、次によること。

（1）　総合単価を使用したものについては、「※」を記載すること。

（2）　離島振興対策実施地域、奄美群島又は小笠原諸島におけるものについては、「◎」を記載すること。

（3）　内転属又は外転属のあるものについては、それらに係る被災の発生年及び工事番号を記載すること。

5　※の欄には、記載しないこと。

様式第三（第五条関係）

様式第三(第五条関係)

第一表

年　災　害　復　旧　工　事
設　　計　　書

（地方公共団体名）

災害年月日	年　　月　　日			工事概要	
工事番号	第　　号				
河川名、路線名、港湾名等					
施行位置	郡　　町 市　　村　　大字　　地内				
工事名					
	申　　請	決　　定※	摘　　要		
工事費	金　　千円	金　　千円			
内未成	金　　千円	金　　千円	年災　　次　第　　号		
内転属	金　　千円	金　　千円	次　第　　号		
被災原因その他					

第二表

工事費総括表

費目	金額	摘要
工事費		
本工事費		
附帯工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
船舶及び機械器具費		
雑費		
工事諸費		
応急工事費		

第三表

応急工事費内訳表

費目	金額	摘要
本工事費		
附帯工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
船舶及び機械器具費		
雑費		
工事諸費		
計		

備　考

1　第一表の「河川名、路線名、港湾名等」欄の記載は、河川については一級河川、二級河川、準用河川又は普通河川の別を併記し、道路については一般国道、主要地方道又は一般都道府県道であるときはその旨を明らかにし、港湾については港湾又は海岸の別を併記すること。

2　第一表の「被災原因その他」欄には、被災原因、復旧計画の概要その他必要な事項を記載すること。

3　第二表及び第三表の記載方法及び部付書類は別に定めるところによること。

4　※の欄には、記載しないこと。

様式第四（第九条関係）

様式第四（第九条関係）（日本産業規格A列4番）

年災害復旧事業変更設計書

（地方公共団体名）

災害年次		工事番号		河川名、路線名、海岸名等		市町村名		災害箇所		変更年次		設計額	
変更理由													
費目	工種	種別	細別	単位	当初設計 数量	当初設計 単価	当初設計 金額	変更設計 数量	変更設計 単価	変更設計 金額	増減 数量	増減 金額	摘要

合　　計													

備　考

1　当初設計の欄には、査定（再調査を含む。）決定された数量、単価及び金額を記載し、国土交通大臣の同意を得て、その設計を変更した場合には、最近の変更設計に係る数量、単価及び金額を記載すること。

2　違算、計上もれに係るものについては、摘要欄にその旨を記載すること。

3　歩掛が、令第４条第２項により国土交通大臣の同意を得た歩掛のほ上値をこえるものについては、摘要欄に当該増減の割合（別表過労乗員＝1.45倍）を記載すること。

4　組合単価を使用した費用に係る単価、歩掛についての当初設計欄は、合計の金額のみを記載し、変更設計欄の記載は１によるものとする。

様式第五（第十条関係）

様式第五（第十条関係）

番　　号

年　　月　　日

国土交通大臣　殿　　名　あて

都道府県知事（市町村長）　　氏　　名

公共土木施設災害復旧事業廃止報告

下記の災害復旧事業を下記の理由によって廃止したので、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則第10条の規定により報告します。

記

災害発生年	工事番号	河川名、路線名、海岸名等	位置 都市	町村	大字	決定額	廃止の理由

備　考

1　この表は、各災害発生年ごとに作成すること。

2　「河川名、路線名、海岸名等」欄の記載は、河川については一級河川、二級河川、準用河川又は普通河川の別を併記し、道路については一般国道、主要地方道又は一般都道府県道であるときはその旨を明らかにし、港湾については港湾又は漁港の別を併記すること。

様式第六（第十二条関係）

様式第六（第十二条関係）

第一表

年公共土木施設災害復旧事業一部成功表

都道府県（市町村）工事

国庫負担率（　）

自　年　月

至　年　月

（金額の単位：円）

区分	当初計画		変更計画		実施設計		増減		摘要
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
公共土木施設災害復旧事業									
内訳									
河川	箇所								
砂防	箇所								
地すべり防止	箇所								
急傾斜地崩壊防止	箇所								
道路	箇所								
港湾	箇所								
海岸	箇所								
砂防	箇所								
下水道	箇所								
計	人								
現年度分年度事業	円								
国庫負担金相当額	人・円								

備　考

1　この表は、発生の年を同じくする災害に係る復旧事業が一部完了しない場合に、毎年度の施行工事について各年度別に作成すること。

2　分割施行又は一部繰越に係る箇所数は、当年度を実数で記載し、次年度以降は、外書きして（　）で囲むこと。

第二表

年公共土木施設災害復旧事業全部成功表

都道府県（市町村）工事

（金額の単位：円）

| 施行年次 | 当初工事費又は当初設計事業 | | 実施設計 | | | | | 当初事業費 | 当初事業費対全工事費 | 当初事業費対全工事費 | 当初事業費対全工事

計									

備　考

1　「河川名」欄には、河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項に規定する一級河川、二級河川、準用河川又は普通河川の別を掲記し、道路については一般国道、主要地方道又は一般都道府県道であるときはその旨を明らかにすること。

2　設計変更の同意を得たものについては、その指令番号及び年月日を「備考」欄に記載すること。

3　都道府県工事にあっては、土木事務所ごとに記載すること。

（公園の場合）

第一表

年公共土木施設災害復旧事業一部成功表

都道府県（市町村）工事　　自　年　月

国庫負担率（　）　　至　年　月

（金額の単位：円）

工事番号	当初			内訳表			当海設計			年 月		備考
	既年度	次 期	合 計	既年度	次 期	合 計	既年度	次 期	合 計	既年度	次 期	
工事費　A												
現年現年発生費　B												
国庫負担金額　A－B												

備　考

1　この表は、発生の年を同じくする災害に係る復旧事業が一括完了しない場合に、毎年度の施行工事について各年末毎に作成すること。

2　分割施行又は一括施工に係る箇所数は、初年度を第1箇所で起番し、次年度以降は、外書きして（　）で別わること。

第二表

年公共土木施設災害復旧事業全部成功表

都道府県（市町村）工事　　（金額の単位：円）

施行年月	当初工事費及び公共補助工事費		同	減	額	内	訳	表	示	額		国庫負担金額	国庫負担金の合計	現在工事費	年平均工事費	備考
	既年度	工事費	既年度	工事費	現年度繰延年度繰越	合計 A－B										
計																

備　考

1　この表は、発生の年を同じくする災害に係る復旧事業が全部完成した場合に各年末毎に作成すること。

2　廃止した工事があるときは、その箇所数及び完成金額をそれぞれの欄に外書きすること。

3　全部成功において負担金の超過を生じたときは、その超過の原因を明らかにする関係書類を添付すること

第三表

年公共土木施設災害復旧事業成功箇所表

都道府県（市町村）工事

国庫負担率（　）　　（金額の単位：円）

公園名	工事番号	当初工事費 A	内訳表工事費 A'	第一期設計額	年度工事費 B	差引（A'－C）A'－B		変更理由	備考
						増	減		
計									

備　考

1　「河川名」欄の記載は、河川については一級河川、二級河川、準用河川又は普通河川の別を掲記し、道路については一般国道、主要地方道又は一般都道府県道であるときはその旨を明らかにすること。

2　設計変更の同意を得たものについては、その指令番号及び年月日を「備考」欄に記載すること。

3　都道府県工事にあっては、土木事務所ごとに記載すること。

（期内（繰延に係る施設を含む。）の場合）

年公共土木施設災害復旧事業成功表

（　年度）　　地方公共団体名　　（金額の単位：円）

工事番号	過去	当初工事費			内訳表			年間調査決定工事			年度繰越			年間調査決定工事			年度繰越			合計			備考
		工費	既年度	次期	工費	既年度	次期	工費	既年度	次期	工費	既年度	次期	工費	既年度	次期	工費	既年度	次期	工費	既年度	次期	
計																							

備　考　精算の内訳について記載した書類を添付すること。